

令和4年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業 募集案内（追加募集）

事業目的

中山間地域等の農山漁村において、農林漁業者が自ら生産した農林水産物等を活用した新規6次産業化の創業や、新商品開発及び販路の拡大等により農山漁村の成長産業化を推進するため、農林漁業者、農林漁業法人、農林漁業者の組織する団体等が実施する事業への専門家派遣及び機械・器具等の整備を支援します。

補助内容

（1）補助対象者

- ・県内に本店を有する農林漁業の法人等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人）
- ・農林漁業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体）
- ・農林漁業を営む個人

（2）補助対象経費

実施計画の達成に必要な機械・器具等の整備・導入経費

- ・加工品製造機械
- ・加工品製造器具
- ・原料保管機材
- ・流通・販売用機材 等

総事業費が概ね50万円以上であるものとし、
機械については原則1台10万円以上のもの。

（3）補助率 補助対象経費の1/2以内

（4）補助上限 1,500千円

（5）事業計画の主な採択要件

- ・自らが生産した農林水産物を活用し、事業実施主体自らが販売する取組であること。
- ・事業実施主体にとって、6次産業化に関する新たな取組であること。
- ・経営収支その他に照らし、事業の実施が確実であると見込まれること。
- ・移住・定住者や女性グループの取組等、地域の先進的なモデルとなり得る取組であること。（※加点対象項目）

（6）その他

上記事業を実施する場合、「事業計画の達成を推進するための専門家派遣」の支援を受けることができます。

例：食品製造における衛生管理の講義、販路開拓相談 等

※経費は、全て県が負担します。

※1事業者あたり1回2時間×1～2回程度を想定しております。

募集期間等

（1）募集締切：令和4年12月2日（金）まで（先着順とします。）

※事業予算が上限に達した時点で通知なく募集を締め切ります（募集状況はHPを参照）。

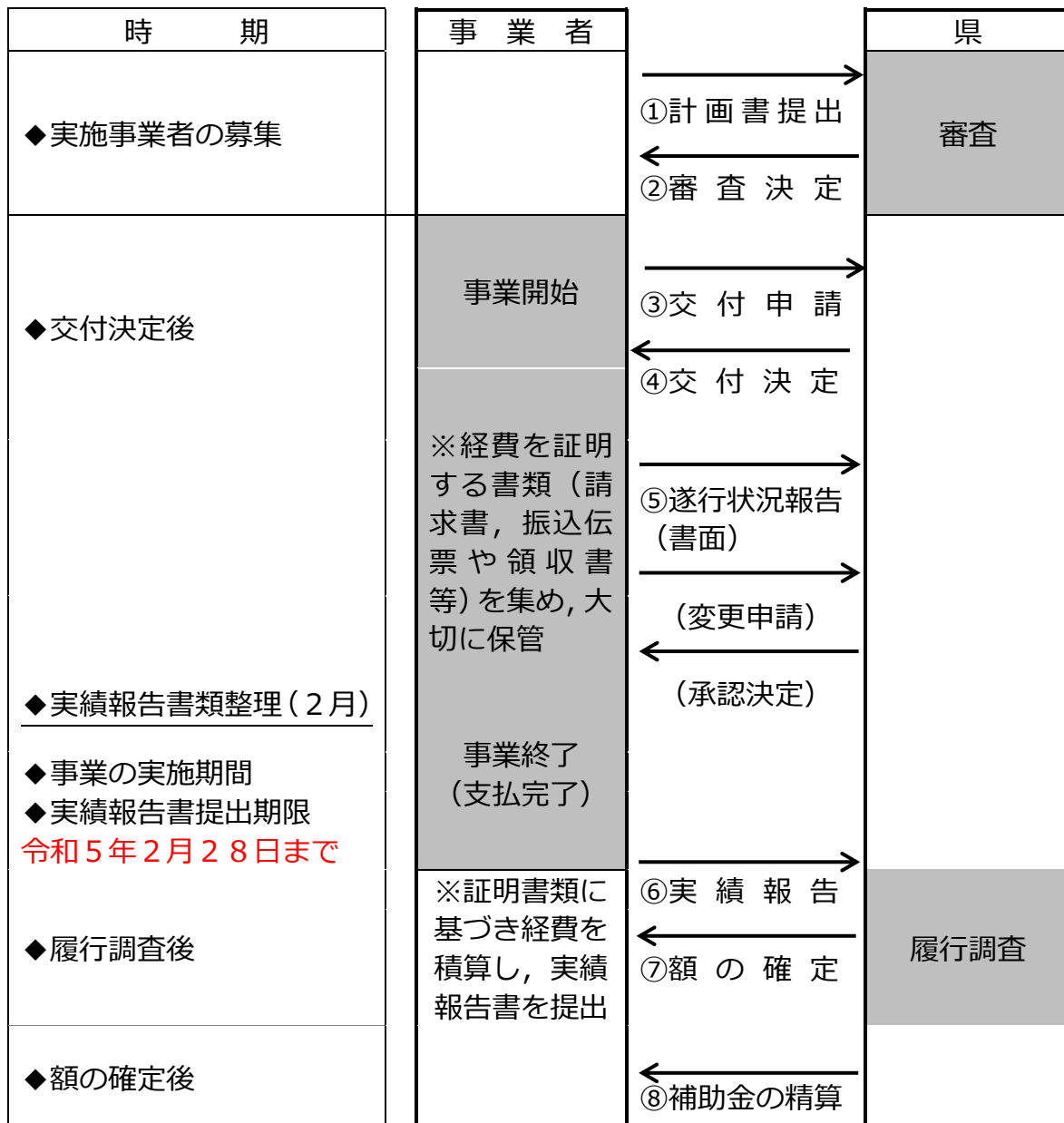
(2) 提出先：各地方振興事務所又は各地方振興事務所地域事務所各部（農業振興部，水産漁港部，林業振興部）

(3) 提出書類

- ① （別記様式第1号）みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業承認申請書
- ② （別紙）みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施計画書
- ③ 直近3カ年分の決算書（申告書）の写し
- ④ 機械設計図，購入予定機器・器具のカタログ，参考見積書
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

※必要に応じて，応募者のヒアリング又は追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 事業の主な流れ（予定）



本事業に関する問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県農政部農山漁村なりわい課6次産業化支援班

TEL：022-211-2242 / FAX：022-211-2416 / E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp